

(案)

年金記録確認第三者委員会報告書

－ (サブタイトル検討中) －

平成 23 年 6 月

総 務 省

年金記録確認中央第三者委員会

## I はじめに

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）が平成 19 年 6 月に総務省に設置され、本省に年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）が、各管区行政評価局及び各行政評価事務所等（全国 50 か所）に年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）が置かれてから約 4 年が経過した。

中央委員会では、当初に任命された委員の任期末を迎えた平成 21 年 6 月、それまでの 2 年間の第三者委員会における調査審議を総括するとともに、それ以降の課題も記載した報告書を取りまとめたところである。第三者委員会としては、その後も精力的に調査審議を積み重ね、これまで累計で 20 万件を超える申立てについて処理を進めてきた。また、この間に、前回の報告書において提起した課題のうち、第三者委員会が自ら取り組むべきものについては対応したところである<sup>1</sup>。

このような状況において、2 回目の委員の任期末を迎えるに当たり、改めてこれまでの 4 年間の調査審議の実績を踏まえた年金記録確認に係る今後の課題についても、改めて整理した。

---

<sup>1</sup> 前回報告書で述べた今後の課題の具体的な内容及びその後の取組については、資料●参照。

## II 第三者委員会の活動状況の概要

### 1 活動の概況

#### (1) 活動の経過等

年金記録問題が国民生活に直結する切実かつ深刻な問題と認識されるに至り、平成 19 年 6 月 22 日、総務省に、臨時の機関として、第三者委員会（中央委員会及び全国 50 の地方委員会）が緊急に設置された。第三者委員会は、年金記録に係る申立てに関し、国民の立場に立って公正な判断を行ってあっせん案等を作成し、これを踏まえ、総務大臣から社会保険庁長官（当時。22 年 1 月の日本年金機構発足後は、厚生労働大臣）に対し、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号<sup>2</sup>に基づくあっせんを行い、社会保険庁長官（厚生労働大臣）は、閣議決定（平成 19 年 6 月 19 日「経済財政改革の基本方針 2007」）に基づき、これを尊重して記録の訂正を行うものである。

中央委員会では、年金記録問題の緊急性にかんがみ、速やかに実質的な審議に入れるよう、設置後約 2 週間の間に、具体的な事案の分析を基に集中的な調査審議を行い、第三者委員会の活動の基本的な考え方、運営の考え方及び手続き、判断の基準、事案類型別の肯定的な関連資料及び周辺事情の例などを内容とする基本方針案を取りまとめ、総務大臣に報告した。報告を受けた総務大臣は、平成 19 年 7 月 10 日に基本方針を決定した。

その後、調査審議の積み重ねを踏まえ中央委員会において取りまとめた基本方針の改正案を受け、平成 21 年 6 月 25 日に基本方針の改正が行われた。この改正では、一般的な調査事項の例の明示、肯定的な関連資料及び周辺事情の例の追加、基本的に申立てを認める方向で検討するものの例の追加、脱退手当金事案についての規定の追加などが行われた<sup>3</sup>。

また、中央委員会に置かれる各部会（国民年金部会、厚生年金部会及び脱退手当金部会）では、地方委員会があっせん案等を作成するに際しての先例となる事案を調査審議し、最初の委員任期（平成 21 年 6 月まで）のうちに必要となる先例の発出をおおむね終了した。中央委員会における調査審議の実績をみると、5,212 件の事案について処理したところである<sup>4</sup>。

地方委員会では、年金記録に係る個々の申立てに対するあっせんに関する調査審議を行い、あっせん案等を作成してきており、平成 19 年 7 月以

---

<sup>2</sup> 総務省設置法第 4 条第 21 号（抄）「各行政機関の業務（中略）に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事」

<sup>3</sup> このほか、平成 22 年 1 月に、日本年金機構の設立に伴う所要の修正を内容とする改正が行われた。

<sup>4</sup> 平成 23 年 5 月 24 日時点。以下、件数については注記がない限り同じ。

降順次調査審議を開始し、182,097 件の事案について処理したところである。

この間の委員会・部会の開催状況をみると、①中央委員会及び中央委員会に置かれる部会（基本、国民年金、厚生年金及び脱退手当金）全体で 311 回、②地方委員会及び地方委員会に置かれる部会（国民年金、厚生年金及びその他）全体で 29,815 回、合計で 30,126 回の委員会・部会が開催された<sup>5</sup>。

また、その開催頻度について、各年度末月の 1 週当たり平均開催回数<sup>6</sup>で見ると、平成 20 年 3 月は約 130 回であったところ、その後の体制の強化等により 21 年 3 月は約 200 回、22 年 3 月は約 190 回の委員会・部会が開催されたが、未処理件数及び申立件数の減少傾向から、23 年 3 月は約 180 回となっている。

このように、開催頻度は全国的には減少傾向にあるものの、主に大都市地域に所在する地方委員会においては、ほぼ毎週各部会が開催されている状況にある。

## （２）体制の整備

発足当初は、中央及び全国 50 の地方委員会において、委員 338 人、合議体（委員会及び部会）54、事務室職員 459 人が配置された。その後、調査審議の迅速化を図る観点から順次体制整備を図り、平成 21 年度には委員 950 人（当初の約 2.8 倍）、合議体約 240（同約 4.4 倍）、事務室職員約 2,200 人（同約 4.8 倍）まで体制が拡充された。

平成 23 年度には、未処理件数及び申立件数の減少傾向を踏まえ、これに見合った体制とし、委員及び合議体数はほぼ同程度（ただし、（１）で述べたとおり、委員会・部会の開催回数は減少）であるものの、事務室職員は約 1,900 人に縮減された。

## 2 事案処理

### （１）受付の状況

#### ① 受付件数

第三者委員会の設置以降これまで、年金事務所等（日本年金機構の発足前は社会保険事務所等。以下同じ。）において、累計で 224,793 件と

---

<sup>5</sup> 平成 23 年 4 月末時点。

<sup>6</sup> 各年度末の 1 週当たり平均開催回数について、平成 23 年度は東日本大震災（3 月 11 日発生）の影響により急きょ開催を取り止めた委員会等があることを考慮し、各年度 3 月の第 1 週及び第 2 週の 2 週間について 1 週当たりの平均を調査した。

20 万件を超える申立てを受け付けた。

この間の受付件数の推移を年度ごとにみると、平成 19 年度（同年 7 月の受付開始後の約 8 か月半。以下同じ。）50,752 件、20 年度 49,807 件、21 年度 60,373 件、22 年度 59,839 件となっている。また、1 週当たりの平均受付件数をみると、19 年度は約 1,600 件であったが、その後、徐々に減少し、22 年度には約 1,200 件となった。直近の 1 か月（23 年 4 月）では約 700 件とさらに減少傾向にある。

## ② 受付事案の傾向

国民が過去の年金記録を自ら確認できるようにするためにこれまで政府が講じた主な手段としては、

- i) すべての年金受給者・加入者に対し、社会保険庁（当時。以下同じ。）が把握している年金記録（加入期間等）を通知した「ねんきん特別便」（平成 19 年 12 月から 20 年 10 月にかけて 1 回限り送付）
- ii) 加入者のみに対し、社会保険庁・日本年金機構が把握している年金記録（加入期間、見込み受給年金額、加入履歴、過去の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況等）を通知する「ねんきん定期便」（21 年 4 月から毎年継続的に送付）

があるが、これらに関する申立ての受付状況をみると、

- i) 「ねんきん特別便」については、20 年 10 月までにすべての年金受給者・加入者（約 1 億 900 万人）に対し社会保険庁からの送付が終了した。送付を受けた対象者からの回答に関しては、同庁において原則 21 年末までに確認作業を行ったところである。このため、20 年度から 21 年度にかけての申立ては、「ねんきん特別便」を契機としたものが中心と考えられるが、22 年度の早い時期にはおおむねその受付が終了したものと考えられる。
- ii) 22 年度以降は「ねんきん定期便」を契機とした申立てが中心となっていると考えられ、また、「ねんきん定期便」については、加入者のみに対して毎年継続的に送付されていることもあり、20 年度には約 29%だった受付件数に占める加入者からの申立ての割合は、23 年に入ると約 55%にまで増加している（23 年 1～3 月の平均）。また、「ねんきん特別便」と異なり、「ねんきん定期便」には、加入期間のみならず、厚生年金について標準報酬月額等まで記載されていることから、受け付けた厚生年金事案の内容をみると、委員会設置当初は加入期間の相違に関する事案が大半を占めていたが、次第に標準報酬月額・賞与額の相違に関する事案が増加している状況にある。

また、第三者委員会は、主に過去の年金記録の確認を行うことを前提

として設置されたものであったが、受け付けた事案の内容をみると、予期に反して、第三者委員会設置以降に記録された最近の年金記録について申し立てている事案がこれまで約7,000件弱<sup>7</sup>と多数みられる。

### ③ 再申立件数の増加

第三者委員会への申立てにおいては、一度訂正不要との判断が示されたものであっても、新しい資料・情報が提示された場合には、同一の申立内容について再申立てを可能とし、改めて調査審議を行うこととしている。年金事務所等で受け付け、第三者委員会へ送付された再申立事案の件数は累計で3,858件となっているが、これを受け付けた年度別にみると平成19年度11件、20年度445件、21年度1,574件、22年度1,745件と増加傾向にあり、中には、2回目、3回目の再申立てに至っているものも発生している。

なお、第三者委員会の判断等に関連して、訴訟が提起され始めており、現在までに、全国で8件の訴訟が提起されている<sup>8</sup>。

## (2) 処理の状況

### ① 処理件数及びその推移等

第三者委員会における累計の処理件数<sup>9</sup>は、187,309件となっている。これに、年金事務所等の段階での処理件数12,973件<sup>10</sup>を加えると、これまでに、200,282件の処理が終了した。

このうち、年金記録の訂正が必要であるとの判断を行った件数（当該判断を踏まえ、総務大臣から記録訂正が必要である旨のあっせんが行われた件数）は、前回報告書の時点（平成21年6月16日時点）では26,311件だったところ（年金記録の訂正が必要又は訂正が不要との判断を行った件数の合計65,461件に占める割合（第三者委員会におけるあっせん率）は、約40%）、その後の約2年間で58,926件の年金記録の訂正が必要であるとの判断を行い（この間のあっせん率約52%）、現在までの累計では85,237件の年金記録の訂正が必要であるとの判断を行っている（あっせん率約48%）。また、記録の訂正という観点から見ると、第三者委員会に送付されず年金事務所等の段階で記録回復がなされたもの（②参照）が4,553件あり、これを含めると、89,790件の申立てに

<sup>7</sup> 平成23年●月●日時点。Ⅲ1(1)①及び資料●-●参照。

<sup>8</sup> このうち2件は一審判決が確定、1件は一審判決後原告が控訴、1件は二審判決が出た段階となっているが、一審二審あわせて5回の判決のいずれにおいても、国側の主張が認められている。

<sup>9</sup> 第三者委員会において年金記録の訂正が必要又は訂正が不要との判断を行った件数及び年金事務所等で受け付けられ、第三者委員会に送付された後に取り下げられた件数等の合計。以下同じ。

<sup>10</sup> 平成23年3月末時点。以下、年金事務所等の段階での処理件数について同じ。

ついて年金記録の回復が図られたことになる<sup>11</sup>。

また、体制の整備や調査能力の向上を図ってきた結果、第三者委員会における処理件数を年度別にみると、平成 19 年度 5,796 件、20 年度 53,736 件、21 年度 57,539 件、22 年度 62,532 件と毎年度増加しており、1 月当たりの平均処理件数でも、19 年度には約 700 件だったものが、22 年度には約 5,200 件と大幅に増加した。

その結果、未処理件数は、平成 20 年 8 月時点で約 46,000 件となっていたが、以降減少に転じ、23 年 5 月末には約 25,000 件まで減少し、22 年度に受け付けた事案についても既に約 64%の処理を終了した。また、受付件数に対する処理率は、19 年度末は約 12%にとどまっていたが、23 年 5 月には約 89%にまで上昇した。

これらのことから、過去の年金記録の確認のための中心的な手段として送付された「ねんきん特別便」を契機とした申立ての処理はおおむね終了し、現在は、今後も継続的に送付される「ねんきん定期便」を契機とする申立ての処理が中心となっていると考えられる。

なお、現在は、1 回限りの措置として行われた脱退手当金に係る特例的な通知<sup>12</sup>を受けた方からの申立てに関する処理も相当数行われている。

## ② 処理の促進

第三者委員会は、記録訂正の申立てを迅速に処理することも要請されており、これを踏まえ、これまで事案処理の促進を図ってきたところである。

政府においては、①平成 19 年度に第三者委員会に申し立てられた事案についてはおおむね 1 年(21 年 3 月 31 日)を目途に処理を終える(20 年 1 月の年金記録問題に関する関係閣僚会議(以下「年金関係閣僚会議」という。)において決定)、②20 年度に年金受給者から申し立てられた事案については遅くとも 21 年中に処理を終える(21 年 3 月の年金関係閣僚会議において決定)との政府目標を決定するなどにより、現在に至るまで事案処理の促進を図っており、第三者委員会においては、いずれの政府目標も達成したところである。

また、それ以降においても引き続き、迅速な事案処理に努めており、

---

<sup>11</sup> このほか、申立てが取り下げられたもの(年金事務所等の段階での取り下げ等 8,420 件及び第三者委員会の段階での取り下げ等 9,170 件)の中には、申立後の年金事務所等における調査などにより未統合記録の中から当該申立てに係る記録が発見されて統合された結果として取り下げられたものも含まれており、結果的に記録の訂正が行われた申立ては更に多い。

<sup>12</sup> 脱退手当金の支給日より前に、脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間が認められる方に対し、日本年金機構から当該情報を通知したものの。

第三者委員会に対する申立てを受け付けてから処理が終わるまでの事案処理に要する期間についても、①年金事務所等で申立人から確認申立書を受け付けてから第三者委員会で処理を終えるまでの全国平均期間は、平成23年3月時点で163.3日（前回報告書に掲載した同様の調査結果（21年4月時点）の235.1日から71.8日の短縮）、②年金事務所等から第三者委員会に確認申立書が送付されてから処理を終えるまでの期間（全国平均）は、23年3月時点で130.2日（21年4月時点の171.7日から41.5日の短縮）となり、いずれも短縮されてきたところである<sup>13</sup>。

さらに、第三者委員会において、あっせん事案の蓄積を踏まえ、定型的に処理しやすい事例を類型化して取りまとめ、その結果を社会保険庁に通知することなどにより、第三者委員会における調査審議を経ず、年金事務所等の段階で記録回復を行うこと及びその対象の拡大を推進した。その結果、これまで4,553件が第三者委員会の調査審議を経ず、年金事務所等の段階で速やかに記録回復された。

加えて、従来、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年12月19日法律第131号。以下、「厚生年金特例法」という。）においては、保険料徴収権の消滅時効が成立した申立てに係る記録訂正を行うためには、第三者委員会の個別意見を必要としていたところ、このような事案についても第三者意見の個別審議を経ず年金事務所等の段階で記録回復を行うことができるよう、一定の要件を満たす事案については記録回復することが適当である旨の包括的な意見を第三者委員会があらかじめ表明することとした。

このことにより、国民年金、厚生年金（厚生年金保険法に基づき記録訂正がなされるもの及び厚生年金特例法に基づき記録訂正がなされるもの）、脱退手当金の各類型について、それぞれ年金事務所等の段階で記録回復を行うことが可能となる。

なお、包括的な意見の表明にあわせ、これまで厚生年金特例法に基づき記録訂正がなされた事案のうち一定の要件を満たす事案について、当該事案の申立人と同時期に同一事業所に在籍し、当該事案と同様の記録の誤りがあると考えられる従業員については、記録訂正の必要が確認できる場合には日本年金機構から記録訂正の申立てを勧奨し、また、記録

---

<sup>13</sup> 全国の地方委員会において、調査日（平成21年4月28日及び23年3月8日）までに処理を終えた事案のうち、直近のものからさかのぼって、国民年金に係るあっせん事案及び訂正不要事案、厚生年金に係るあっせん事案及び訂正不要事案をそれぞれ5件ずつ（計20件）サンプルとして抽出し、①年金事務所等で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均、②各年金事務センターから転送された事案を各地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均を調査した。



訂正の必要が直ちには確認できない場合であっても、日本年金機構からお知らせを送付して記録の確認と年金事務所等への相談を促すよう、日本年金機構に対し要請することとした。

### ③ 公正かつ丁寧な事案処理

(検討事項) 本項目を事案処理の項目の冒頭に記述するか？

第三者委員会では、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すことを基本的な考え方としており、設置当初から、公正かつ丁寧な事案処理に努力してきた。

まず、第三者委員会における調査においては、申立人から提出された資料だけでなく、申立人の申立ての趣旨をくみ取るべく、第三者委員会自らが様々な調査等を行い、関連資料や周辺事情を幅広く収集してきた。

また、できる限り申立人がその言い分を伝えきれなかったと感じることがないように、まずは事務室職員が申立人から詳細に申立内容を聴取し、委員会又は部会においても、事案の性格に応じつつ、申出人からの口頭意見陳述の希望に対し丁寧に対応してきた。

さらに、調査審議は全国 50 の地方委員会における多数の部会において行われることから、各委員会・部会における調査審議手順の統一を図り、事案処理における整合性を確保するため、基本方針案の策定を行い、また、中央委員会から先例を発出したほか、各種の会議・研修等を開催するなど、必要に応じ、整合性の確保に努力した。

### Ⅲ これまでの調査審議の実績を踏まえた年金記録確認に係る今後

#### の課題

##### 1 調査審議からみた年金記録確認に係る課題

当委員会では、設置以来4年間の調査審議を振り返って、厚生年金特例法の施行状況その他厚生年金に係る申立事案を巡る現状を把握するとともに、それを踏まえて、総務大臣に申し立てられた年金記録確認に関する課題について検討を行った。

当委員会は、主に過去の年金記録の確認を行うことを前提として設置された機関であったが、予期に反して、当委員会が設置された後に記録された最近の年金記録の誤りを申し立てる事案数が約7,000件と多数にのぼった。その内訳を見ると、厚生年金事案の占める割合が約98%と圧倒的に高く、かつ、あっせん率も非常に高い(約97%)。一方、ごく少数に留まっている国民年金事案の方はあっせん率も極めて低い(約8%)。

厚生年金の年金記録は、国民年金の年金記録にも存在する資格期間(被保険者資格の取得及び喪失)の記録に加えて標準報酬月額(標準賞与額)の記録を含むため、年金記録の情報量が多い上に標準報酬月額の独特の仕組みになじみがない、また、年金事務所への年金記録の届出は事業主が行い、被保険者本人が関与しない等の特徴があり、それだけ、年金記録の正確性を保つことが難しいと考えられる。

そこで、年金記録が将来において再び問題となることがないように、今般、厚生年金に係る申立事案からみた記録確認について検討を行ったものである。

検討の結果は次のとおりである。

##### (1) 年金記録確認に関する制度・取組と問題点

###### ① 第三者委員会の記録確認作業

平成19年6月に第三者委員会が設置され、申立ての調査審議を開始してからほどなく、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していることは確認できるが、事業主が申立人に係る届出を行っておらず、保険料を納付していない又は納付の事実が確認できない事案が多数存在することが明らかとなった。

厚生年金保険法第75条の規定<sup>14</sup>によれば、このような事案は、未納と

<sup>14</sup> 厚生年金保険法第75条 「保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行わない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第27条の規定による届出又は第31条第1項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。」

なった保険料の徴収権が時効（2年間）により消滅したために保険料の強制徴収ができなくなっている場合は、給付を行うことができない。

しかし、当委員会は、このような事案についても申立人の権利を実現する必要があると判断し、平成19年7月に策定した基本方針案の中で立法措置の必要性を指摘した。これを受けて、同年12月に厚生年金特例法が制定され、保険料徴収権の消滅時効が成立した事案について第三者委員会のあっせんにより年金給付が可能となった。

こうして、いわゆる年金記録確認問題に対応して申立ての処理を進めてきたが、厚生年金に係る事案の現状をみると、当初想定した過去の年金記録に関する申立てだけではなく、第三者委員会が設置された後に記録された新しい厚生年金の年金記録に関しても、累計で6,797件<sup>15</sup>の申立てがなされ、その大部分（審議が終了した5,020件中4,859件<sup>16</sup>）は第三者委員会において記録訂正があっせんされていることが明らかになった。これは、同様の国民年金事案が累計で120件に留まり、しかもその大部分（審議が終了した60件中55件<sup>16</sup>）が訂正不要となっていることと対照的である。

このことから、厚生年金事案においては、現在も引き続き、事業主からの届出の漏れや誤りなどのために、誤った年金記録が生じていることが認められる。

厚生年金事案において一般的に見られる主な誤りの例としては、次のようなものがある。

[事業主の届出における誤り等]

○ 資格取得届の届出漏れ・届出誤り

(例)

- ① 事業所において「試用期間」を設定し、試用期間中は厚生年金に加入させないという法律に反する取扱いをしている
- ② 入社後2か月で退職した者について取得届を提出していない
- ③ 事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に取得届を提出しない
- ④ 転勤事例で、新職場の取得届を提出する際、旧職場の喪失届の日付と月をまたいで異なった日付としている など

○ 事業所における資格喪失日の取扱いの誤解による、資格喪失届の届出漏れ・届出誤り

---

<sup>15</sup> 平成23年4月8日時点。

<sup>16</sup> 平成23年4月20日時点。

(例)

- ① 「退職日」を資格喪失日として届け出ている（正しくはその翌日とすべきもの）
  - ② 月末が退職日であるのに、「最終出勤日」の翌日や「給与の〆日」の翌日を資格喪失日としている
  - ③ 雇用は継続しているが雇用形態が変更（例えばパートタイマーから契約社員に変更）になった時に、誤って資格喪失届を提出している など
- 算定基礎届・月額変更届における報酬額の届出漏れ・届出誤り

(例)

- ① 一部の被保険者についての報酬額の届出漏れのミスがある
  - ② 事業主が「報酬」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た報酬額が誤っている（基本給部分だけを算入している等）
  - ③ 報酬額の記載ミスがある、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い報酬額を届け出ている など
- 賞与届の届出漏れ・賞与額の届出誤り

(例)

- ① 賞与届の提出義務があることを知らないため、賞与届の届出がなされない、又は保険料の徴収権が時効消滅した後に賞与届が提出されている
  - ② 事業主が「賞与」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た賞与額が誤っている（賞与支給額ではなく諸控除後の額を届け出ている、賞与の一部を算入していないなど）
  - ③ 賞与額の記載ミスがある（金額を一桁間違えているなど）、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い賞与額を届け出ているなど
- [年金事務所における記録の誤り等]

- 手書きの届出から転記又は入力する際の転記・入力のミス
- 提出された算定基礎届・月額変更届等の内容を基に、年金事務所において標準報酬等級を決定する際の誤り
- 年金事務所において過去に遡って年金記録の不適正な訂正を行っている など

上記のうち、新しい厚生年金の記録に関する申立事案において見られるものとしては、賞与届の届出漏れが圧倒的に多い。また、賞与額の誤りも多い。その他では、標準報酬額について、社会保険料逃れのための意図的な届出漏れや届出誤り、「報酬」の範囲の誤解による報酬額の誤りが多い。これらと比べると件数は少ないが、資格喪失日や資格取得日の誤りも依然として見られる。

## ② 日本年金機構の取組

### ア 事業主への対応

年金記録の正確さを確保するための事業主に対する働きかけとしては、従来から、社会保険庁及び日本年金機構において、厚生年金の適用の適正化対策として、未適用事業所の適用促進、適用事業所に対する適正な届出の指導や事業所調査を重点的に行うこと、保険料の徴収対策として、口座振替の推進、滞納事業所に対する納付指導や滞納処分を確実に行うことなどの、各種の対策の強化が図られている。

さらに、厚生年金特例法の制定を踏まえて、平成 21 年に、事業主に対して過去における賞与支払届の届出漏れ等に関する確認等を促すための広報が行われた<sup>17</sup>。また、14 年以降、磁気媒体による届出やインターネットによる電子申請、オンラインシステムの改善などを順次進め、事務処理方法の向上を図っているが、20 年には、電子申請において社会保険労務士による提出代行を容易にすること等により、事業主の電子申請の利用を促進している。

しかし、これまでの対応だけでは不十分な面がある。被保険者資格の取得喪失や標準報酬月額等に係る届出は従業員の年金受給権に関わる重要なものであるから、事業主は従業員のために適正に届出を行う責務がある。その一方で、事業主は、その届出内容に応じた額の年金保険料を負担し納付する義務を負う。そのため、適正に届出を行う責務と届出内容に応じた保険料を負担する義務の関係は、事業主にとり、利害対立の側面を有する場合がある。このことを前提として、日本年金機構においても事業主によりの的確に対応していくことが必要である。

また、届出に関する制度や仕組みも簡素で分かりやすいものではない。例えば、社会保険の資格喪失日と雇用保険の離職日が一日違うことなどのように、事業所からみて制度間で細かい取扱いの相違があること、標準報酬月額の決定や月額変更の方法はコンピュータが普及していない時代に考案・実施されたため、決定や改定の仕組みが独特で、なじみのない者には分かりにくいこと、年金給付は月単位で算定されるのに被保険者資格の取得喪失は日単位で把握する仕組みになっていることなどが挙げられる。このように、届出に関する制度や仕組みが複雑で分かりにくいために、零細事業所を含む事業主において正確に理解することが容易ではない。また、年金手続や相談を通じて事業

---

<sup>17</sup> 具体的には、チラシを作成し、窓口での配布や事業主宛ての納入告知書等への同封、ホームページや広報誌への掲載、社会保険委員への協力依頼等を行い、事業主や被保険者への周知が図られた。

主の理解不足を補う機能を果たす社会保険労務士などの専門家が十分活用されている状況にはない。こうしたことから、制度や仕組みの誤解による届出誤りが生じやすくなっている面があることを指摘しておきたい。

さらに、事業所で多数の事務処理を行うために単純な事務ミスが生じることについては、磁気媒体による届出等のシステム上の対応が図られているが、年金事務の複雑さ、年金事務に携わる者が事務に不慣れであることと、年金事務の重要性についての意識が必ずしも高くないこととがあいまっているのではないかと思われる。

これらを踏まえると、日本年金機構は、適用や徴収の促進のため、事業主に対する各種指導、事業所調査や情報収集の強化を図るとともに、事業所に対する制度内容や制度改正等に関する情報提供の充実や事業所で年金事務に携わる者の意識向上を図るよう、なお一層努力をする必要があると考えられる。

#### イ 年金記録の自己確認のための情報提供

また、政府は、年金記録問題の解決を図るためには、国（日本年金機構）が記録の管理に万全を期するだけでなく、国民も自らの年金記録に関心を持ち、疑問が生じた場合には年金事務所に対して記録を確認することを通じて年金記録の適切さを確保するという考え方に立ち、平成 19 年から「ねんきん特別便」、21 年から「ねんきん定期便」を送付し、さらに 23 年からは「ねんきんネット」の利用普及策を講じて、国民に年金記録の情報を提供して記録確認を促して、記録訂正につなげており、一定の成果を上げている。

自ら記録確認を行う仕組みの整備は年金記録の適正さを確保するために有効な手段であり、また、被保険者が、2 年間の消滅時効にかかる前に年金記録の誤りを速やかに見つけ、厚生年金特例法を適用するまでもなく、厚生年金保険法に基づいて年金事務所において迅速に記録回復が可能となるという点でも有意義であるが、その一方で制約や限界もある。

標準報酬月額（標準賞与額）の記録の誤りについては、給与明細書を手元に保存していない場合は、年金記録を見ても、実際の保険料控除額と記録上の標準報酬月額が整合しないことに気づきにくい。また、国民の中には、インターネットによる情報提供の場合にアクセスが難しい者や、年金記録に関する知識が乏しい又は年金への関心が薄い等のために記録確認を十分に行わない者もいると考えられる。事業所には年金委員（平成 21 年までは社会保険委員）を置くこととされ、従

業員に対して年金制度の普及・啓発や、ねんきん定期便の見方などの相談対応、退職予定者への助言等の活動を行っており、年金制度への理解と信頼を得る上でも年金記録問題への対応においても重要な役割を果たしているが、事業所によっては活動が活発ではない場合もあると考えられる。

このような制約があるため、単に年金記録の情報を国民に提供するだけでは、国民全体について年金記録の確認を促し、記録の適正さを確保する方策としては、十分であるとは言えない。

また、ねんきん定期便等により標準報酬月額等の記録の誤りに気づいた場合でも、年金事務所に相談するまでに時間がかかったり調査審議に一定の時間がかかるために、本来保険料が納付されるべき時から2年以上経過し、保険料徴収権が時効消滅している事案が累計399件<sup>18</sup>あるが、このような場合は、第三者委員会のあっせんがなされるときでも、事業主からの届出がないと、ケースによっては年金給付額に不利益を生ずる場合<sup>19</sup>がある。

これは、標準報酬月額等について被保険者が厚生労働大臣にその決定や改定を請求する仕組みが現行の厚生年金保険法に規定されていない<sup>20</sup>ことによるものである。

現行の規定は、標準報酬月額等については、事業主からの届出もそれに基づく厚生労働大臣の決定等も誤りなく行われることを前提としているものと思われるが、国民から総務大臣あてに多数のあっせん申立てがあり、多数の記録訂正のあっせんがなされている現状と乖離している。

## (2) 申立事案からみた年金記録確認に係る課題

上記1の問題点を踏まえて、申立事案からみた年金記録確認に係る課題として次の2点を指摘する。

### ① 新たな年金記録の誤りの発生を防ぐこと

年金記録問題の迅速な解決に向けて、誤った年金記録が生じている現

---

<sup>18</sup> 平成22年9月15日時点。

<sup>19</sup> 現行の厚生年金保険法には、標準報酬月額等について被保険者が厚生労働大臣にその決定や改定を請求する仕組みが規定されていないことから、標準報酬月額等の相違を申し立てる事案については、事業所が届出を行わなければ、第75条ただし書の適用がないとされている。保険料徴収権が時効消滅した場合は、第75条ただし書が適用されないと、厚生年金特例法に基づき、本来の報酬額に基づく額のうち保険料の控除が確認された額が上限となるため、確認された控除額の方が少ない場合は、認められる年金給付額は本来の報酬額に基づく額より少なくなる。

<sup>20</sup> 被保険者の資格の取得及び喪失については、被保険者等からの確認請求の規定が置かれている。(厚生年金保険法第31条、第18条第1項)

状の改善を図ることが必要である。

現在も新たな年金記録の誤りが生じている原因は、事業主側にある場合や年金事務所側にある場合など様々であると考えられる。また、厚生年金特例法は、事業主が適正な届出や保険料納付をしなかった場合でも従業員が年金給付が可能になるという点で、事業主にモラルハザードが生じやすくなる側面を有することも否定できない。

そこで、誤りが生じる原因を分析し、どこに問題があるのかを検討した上で、誤りの発生を防止するための方策や、生じた誤りを速やかに発見して訂正するための方策を講じ、又は強化することが必要である。

そのために事務処理や業務体制の改善等の運用上の対応を行うことはもちろん、必要な場合は、制度の見直しを行うべきである。

## ② 年金記録の自己確認を支える仕組みを充実すること

年金記録の正確さを確保するとともに、厚生年金特例法を適用するまでもなく年金事務所段階で迅速に記録回復を行えるように、年金記録の自己確認を適切に機能させるためには、記録内容へのアクセス能力、知識量や関心度などについて個人差があることを踏まえて、年金記録の自己確認を支援・促進する取組が必要である。例えば、被保険者等からの相談の場をさらに増やすことや、一般国民への分かりやすい情報提供の充実、義務教育など学校教育の課程における年金教育や企業内における年金研修の一層の推進などが考えられる。

また、現行の厚生年金保険法に、標準報酬月額等について被保険者等が厚生労働大臣にその決定や改定を請求する仕組みが規定されていない点についても見直しが必要である。

当委員会は、これらの課題への具体的な対策について、関係省庁・機関において検討・実施がなされるよう期待するものである。



## 2 新たな年金記録確認体制の構築

※ 以下のような構成としてはどうか。

### 【前回報告書の記述とその後の政府における検討】

- ・ 前回報告書における記述
- ・ その後の政府における協議及び現状

### 【第三者委員会の役割の達成と新たな対応の必要性】

- ・ 年金行政を所掌していない総務省に臨時のものとして緊急に設置された機関としての役割の達成
- ・ 第三者委員会設置時の状況からの変化を踏まえた、新たな年金記録確認体制の構築の必要性

### 【政府への要請】

(新たな体制の構築により、より一層優れた年金記録確認の仕組みとすることが可能)

## 資 料

資料Ⅰ-1	年金記録確認中央第三者委員会委員名簿……………
資料Ⅰ-2	年金記録確認第三者委員会年表……………
資料Ⅱ-1	年金記録に係る申立てに対するあっせんに 当たっての基本方針……………
資料Ⅱ-2	年金記録確認第三者委員会の体制推移……………
資料Ⅱ-3	年金記録確認第三者委員会における受付件数……………
資料Ⅱ-4	各年度末時点における処理状況……………
資料Ⅱ-5	申立てから処理が終わるまでの期間の推移……………
資料Ⅱ-6	厚生年金特例法第1条第1項に規定する 場合に該当する事案等に関する意見……………
資料Ⅲ-1	(仮) ……………
資料Ⅲ-2	(仮) ……………
資料Ⅲ-3	